

制度管理者
(環境省・経産省)

合同委員会
(日本とパートナー両
政府の代表で構成)

プロジェクト参加者
(JCMの下で排出削減プ
ロジェクトを実施)

JCMクレジットとして発行

JCMクレジットの発行につ
いて協議

削減量

排出量

削減量の算
定基準となる
排出量(リ
ファレンス排
出量)

通知

申請

発行

口座を持たない法人

法人Z

業務委託契約
の締結

法人Aに代わって
クレジットを調達
し無効化を実施

法人の口座

法人A保有口座

振替

法人B保有口座

振替

法人C保有口座

国の口座

政府保有口座

無効化

無効化

無効化

公開情報
(口座保有者、クレジット発行量等)

公開情報
(口座保有者、クレジット発行量等)

無効化口座

無効化されたクレ
ジットは日本の削
減目標の達成に
活用

取消

取消

取消口座

取消されたクレ
ジットは国の目標達成
には活用されない

代理による
無効化・取
消を行った
法人がその
目的に応じ
て当該量の
クレジットを
活用

算定・報告・公表制
度における報告

カーボン・オフセッ
ト等

- JCMプロジェクト参加者に限らず、法人(内国法人・外国法人)は口座を開設できる
- 各法人保有口座や政府保有口座との間でJCMクレジットの振替を行うことができる
- 無効化口座に記録されたJCMクレジットは我が国の削減目標の達成に活用される